

いわて体験交流施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 44 号

いわて体験交流施設条例の施行期日を定める規則

いわて体験交流施設条例（平成 19 年岩手県条例第 55 号）の施行期日は、平成 20 年 4 月 8 日とする。ただし、同条例第 1 条及び別表第 1 の規定（これらの規定中平庭高原体験学習館に係る部分に限る。）並びに同条例別表第 2 の規定（体験ホール及びふれあい交流室に係る部分に限る。）の施行期日は、同年 5 月 1 日とする。